（独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部改正）

第二条　独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成十六年文部科学省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（認定の効力の停止等） **第二十三の十二**　給付奨学生が次のいずれかに該当するときは、給付奨学生認定の効力が停止されるものとする。 一～四　［略］ 五　適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が別表の上欄に定める停止の区分に該当するとき。 六～八　［略］ 九　前八号に掲げる場合のほか、給付奨学生認定の効力の停止について、給付奨学生から申出があったとき。 ２　前項の規定により給付奨学生としての認定の効力が停止された給付奨学生であって次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に該当すると認められるときは、当該給付奨学生認定の効力の停止が解除されるものとする。 一～四　［略］ 五　前項第五号に該当する者　同号に該当した後の最初に行われる適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が別表の上欄に定める廃止又は警告の区分に定める基準に該当しないこととなったとき。 六　前項第六号に該当する者　適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の支給額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第二十三条の二第二項第四号イ及びロに定める額に該当することとなったとき。 七　前項第七号に該当する者　第二十三条の四第九項又は第二十三条の九の規定による届出を機構に対し行ったとき。 八　前項第八号に該当する者　第二十三条の七第三項の規定による書類を機構に提出したとき。 九　前項第九号に該当する者　給付奨学生としての認定の効力の停止の解除について、給付奨学生から申出があったとき。 ３～５　［略］ **別表**　適格認定における学業成績の基準（第二十三条の二、第二十三条の六及び第二十三条の十関係）	（認定の効力の停止等） **第二十三の十二**　［同上］ 一～四　［同上］ ［号を加える。］ 五～七　［略］ 八　前七号に掲げる場合のほか、給付奨学生認定の効力の停止について、給付奨学生から申出があったとき。 ２　［同上］ 一～四　［同上］ ［号を加える。］ 五　前項第五号に該当する者　適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の支給額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第二十三条の二第二項第四号イ及びロに定める額に該当することとなったとき。 六　前項第六号に該当する者　第二十三条の四第九項又は第二十三条の九の規定による届出を機構に対し行ったとき。 七　前項第七号に該当する者　第二十三条の七第三項の規定による書類を機構に提出したとき。 八　前項第八号に該当する者　給付奨学生としての認定の効力の停止の解除について、給付奨学生から申出があったとき。 ３～５　［同上］ **別表**　適格認定における学業成績の基準（第二十三条の二、第二十三条の六及び第二十三条の十関係）

区分	学業成績の基準
廃止	次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由によって該当することとなった場合を除く。）。 一　［略］ 二　修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。以下本表において同じ。）の合計数が標準単位数の五割以下であること。

区分	学業成績の基準
廃止	［同上］ 一　［同上］ 二　修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。次項において同じ。）の合計数が標準単位数の五割以下であること。